

自己の情報は自分でコントロール!

個人のプライバシーを保護します。

～ 個人情報保護制度 ～

市は、みなさんの生活に身近な仕事をしているため、多くの個人情報を収集し、管理し、利用しています。このような個人情報の利用と、個人のプライバシーの保護、自己情報のコントロールの要請とを調整するため、個人情報保護制度があります。

○個人情報とは…

個人に関する情報で、文書、図画、写真などの公文書に記録されているもので特定の個人が識別されるものです。

○個人情報を保護するために…

・取得についての制限

必要最小限の範囲内で適法・公正な手段で、直接本人から集めることを原則としています。

・適正な管理

個人情報は正確で最新なものとし、漏えい防止など適正な管理のための措置を講じます。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合には、委託の条件や内容について、保護するための必要な措置を講じます。

・利用、提供についての制限

個人情報は集める目的に合った利用をします。「目的外利用」や「外部提供」を行う場合には、「本人の同意があるとき」「法令に定めがあるとき」など一定の制限があります。

○みなさんの権利は…

・開示請求権 自己の個人情報の開示を請求できます。

・訂正請求権 自己の個人情報に対する誤りの訂正（追加・削除を含む）を請求できます。

・利用停止請求権 条例に反した目的外利用や外部提供について、その利用停止を請求できます。

○開示できない個人情報とは…

次のいずれかに該当する場合は、開示することができません。

- ・法令などで開示することができないと定められているとき
- ・個人の評価、診断、判定、選考、指導などについての情報であって、開示することにより著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき
- ・第三者についての情報が含まれている個人情報であって、開示することで、当該第三者の権利利益を侵害すると認められるとき
- ・国などからの委託、協議、依頼などにより実施機関が作成し、または取得した個人情報であって、開示することで、国などとの協力関係または信頼関係が著しく損なわれると認められるとき
- ・実施機関内部または市と国などとの審議、検討、調査などの意思形成過程での個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるとき
- ・実施機関または国などの機関が行う監査、検査、指導、渉外、争訟、交渉、入札、試験、調査、研究、人事管理その他の事務事業についての個人情報であって、開示することで、当該事務事業の目的を失わせ、または当該事務事業や将来の同種の事務事業の公正、円滑な執行を著しく困難にすると認められるとき
- ・開示することで、個人の生命、身体または財産の保護、犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき
- ・開示しないことを前提とした任意提供情報であって、開示しないことが合理的であると認められるもの
- ・（死者の開示する場合において）死者の名誉を毀損するおそれがあると認められるものその他開示しないことが社会通念上相当であると認められるもの
- ・実施機関が審査会の意見を聴いて開示しないことが適当であると認めたとき

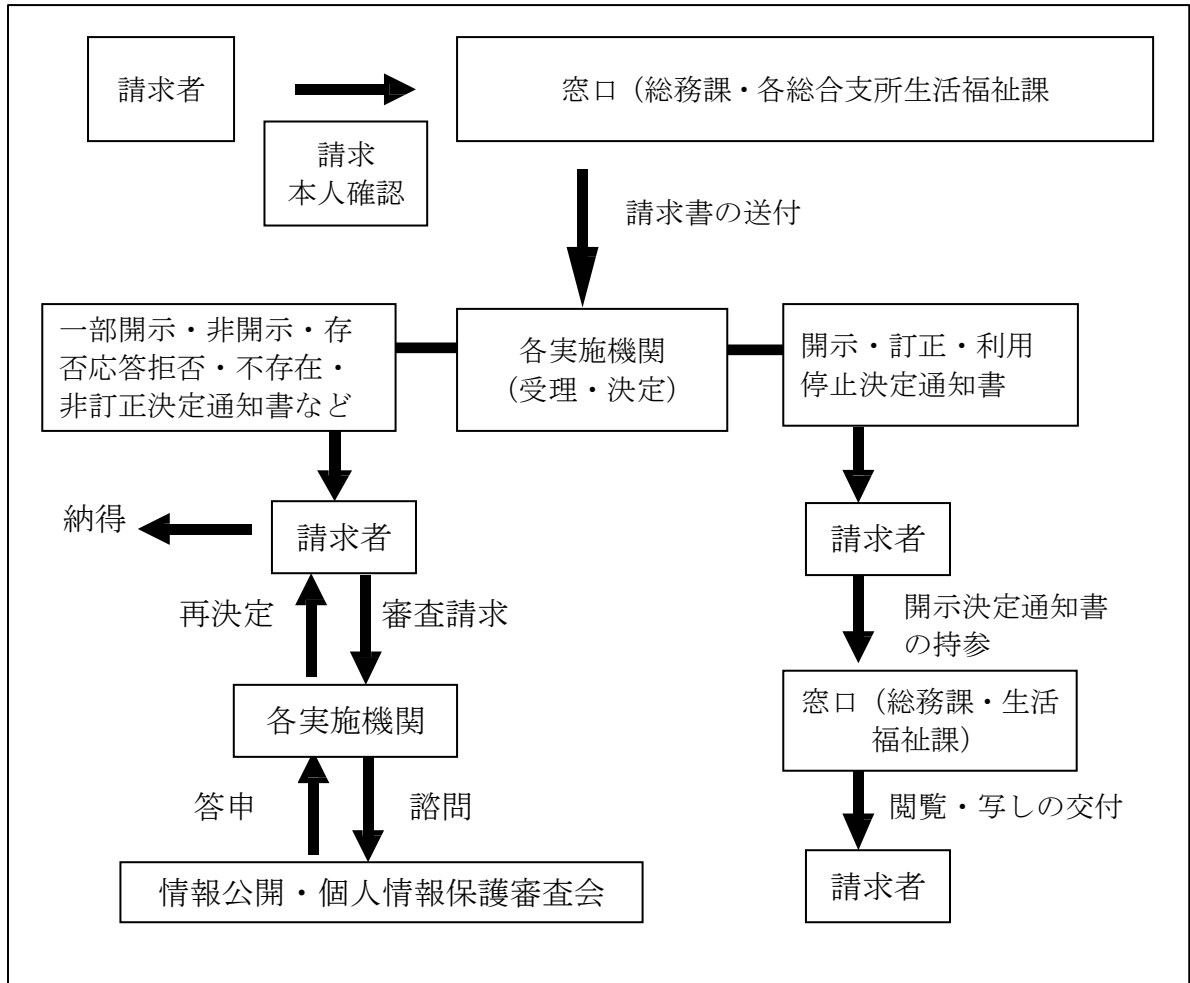
○実施する市の機関は…

市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び議会です。

○個人情報保護制度の窓口は…

個人情報保護制度の総合的な窓口として、総務課及び各総合支所生活福祉課を設置しています。ここでは個人情報保護に関する案内や相談、受付などを行います。なお、個人情報を取扱っている事務を登録簿にまとめていますので、閲覧していただくことができます。

個人情報開示等の手続き ～請求から開示まで～



◆請求の方法

総務課又は生活福祉課に開示、訂正等を請求します。所定の請求書に、住所、氏名、具体的に知りたい個人情報取扱事務の名称又は内容などを記入し、提出してください。この際、本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、パスポート等）を見せていただきます。

◆開示、非開示の決定

開示できるかどうかは、原則として請求を受理した日から15日以内、訂正（追加・削除を含む。）・利用停止については30日以内に決定し、文書でお知らせします。全部、または一部を開示できるときは、いつ、どこで開示できるかをお知らせします。一部開示・非開示等のときは、その理由を記入のうえお知らせします。

◆開示の方法と費用負担

開示の方法は、公文書の閲覧、視聴又はその写しの交付のいずれかになります。閲覧若しくは視聴は無料ですが、写しの交付を希望される場合は実費（1面10円、カラーの場合1面30円）が必要となります。

また、CD-R等の電磁記録媒体に複製したものを交付することも可能です。その場合は、当該電磁記録媒体の購入費用が必要です（請求される方がご用意いただける場合は不要です）。

郵送にて交付を希望される場合は、郵送料（切手代）も必要となります。

◆審査請求

個人情報を開示できない、訂正できないなどの決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づいて、3月以内に審査請求ができます。審査請求があると、実施機関は委員5名で構成される「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」の意見を求め、その意見を尊重して審査請求に対する裁決・決定を行います。